

セミナー・勉強会のご案内

【無料】
30名限定
1社2名まで

企業向けセミナーのご案内

『休職・復職・休業 対応最前線』 ～メンタル不調・問題社員の取扱い～

日 時 令和7年 11月 12日(水) 14:00～16:00 《受付開始》13:30より

場 所 三甲大阪本町ビル3階

〒541-0053大阪府大阪市中央区本町2丁目3-8

社労士勉強会のご案内

『2025年勉強会総まとめと重要判例解説』

日 時 令和7年 12月 11日(木) 15:00～17:00 《受付開始》14:30より
*終了後、忘年会を兼ねた懇親会を予定しています。

場 所 三甲大阪本町ビル3階 又は大阪国際ビル会議室

〒541-0053大阪府大阪市中央区本町2丁目3-8

講師紹介



弁護士
谷川 安 徳
Yasunori Tanigawa
2001年10月弁護士登録
(司法修習54期)
大阪弁護士会所属

【最終学歴】
立命館大学大学院法学研究科博士前期課程(民法法専攻)
【主な取扱分野】
労働事件(使用者側)、コンプライアンス・ハラスメント対策、
契約審査、債権回収、事業再生、建築事件、会社法関連業務全般
【公職等】
吹田市開発審査会・建築審査会会長(R7.4～) 等



弁護士
徳田 聖 也
Masaya Tokuda
2010年12月弁護士登録
(司法修習63期)
大阪弁護士会所属

【最終学歴】
立命館大学法科大学院修了
【主な取扱分野】
労働事件(使用者側)、契約審査・下請法その他企業法務、
事業承継、一般民事、家事事件
【保有資格】
事業承継士(一般社団法人事業承継協会)



弁護士
山 元 幸 太 郎
Kotaro Yamamoto
2025年4月弁護士登録
(司法修習77期)
大阪弁護士会所属

【最終学歴】
立命館大学法科大学院修了
【主な取扱分野】
労働事件(使用者側)、契約審査・企業法務、コンプライアンス・
ハラスメント対策、一般民事、家事事件

弊所では、企業経営で必要となる情報や、弊所セミナーの開催情報を、定期的にメールマガジンで配信をしています。
会社経営において、法的リスクから守り、経営を盤石にする視点でお送りをさせていただいております。
右記のQRコードよりご登録をいただき、御社の健全な事業活動の発展にお役立ていただけますと幸いです。

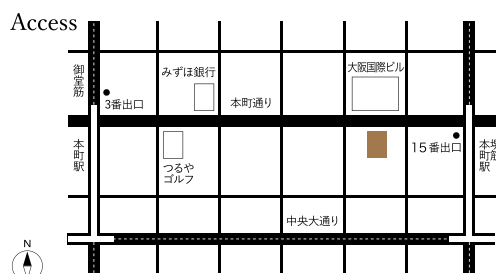


● 発 行

グロース法律事務所

弁護士 谷川 安 徳
弁護士 徳田 聖 也
弁護士 山 元 幸 太 郎

〒541-0053 大阪市中央区本町2丁目3番8号 三甲大阪本町ビル10階
TEL 06-4708-6202 FAX 06-4708-6203



時代を切り開くすべての経営者のために

News Letter

グロース法律事務所 ニュースレター

2025 年
10 月号

10月号コラム

退職代行と「退職させない」代行 〈企業の適切な関わり方〉



弁護士 谷川 安 徳

はじめに

本年も残すところ3か月ほどとなりました。4月入社の社員も半年を経過し、試用期間を長めに設定されている企業におかれましても、本採用を迎えた頃と思います。

一方、早ければ入社数日目から、離職をする新入社員も見られます。

厚生労働省のHPにおいて、令和3年3月に卒業した新規学卒就職者の離職状況のとりまとめが公表されており、

事務所規模が、5～29人の会社においては、新規大卒就職者において、実に52.7%の離職率であるとの集計結果が公表されています。

そして、その離職理由(決め手になったもの)として、「仕事上のストレスが大きい」「給与に不満」「労働時間が長い」「会社の将来性・安定性に期待が持てない」などが挙げられているとのことです。

■ 新規学卒就職者の就職後3年以内離職率

【中学】 50.5% (▲2.4P) 【高校】 38.4% (+1.4P)
【短大等】 44.6% (+2.0P) 【大学】 34.9% (+2.6P)

※() 内は前年差増減

■ 新規学卒就職者の事業所規模別就職後3年以内離職率

事業所規模	高校	大学
5人未満	62.5% (+1.8P)	59.1% (+5.0P)
5～29人	54.4% (+3.1P)	52.7% (+3.1P)
30～99人	45.3% (+1.7P)	42.4% (+1.8P)
100～499人	37.1% (+0.4P)	35.2% (+2.3P)
500～999人	31.5% (▲0.3P)	32.9% (+2.2P)
1,000人以上	27.3% (+0.7P)	28.2% (+2.1P)

厚生労働省 HP 「新規学卒就職者の離職状況(令和3年3月卒業者)」を公表します」より抜粋して引用

離職理由の背景には、終身雇用・雇用の流動化に対する意識・考え方や、長時間労働の是正等の雇用環境の改善に関する社会全般の意識の変化、インターネットによる情報収集により、自ら置かれた雇用環境と他社の雇用環境との比較が容易になったこと、雇用の流動化等に伴い、転職が容易になったこと（離職歴が転職の妨げにならない）など、多くの背景事情があるかと思います。

会社を悩ませる退職代行

一方、会社としてはようやく採用し、一定の指導・研修を終えた社員の離職は大きな痛手となります。

さらに、昨今、会社を悩ませるのは、従業員本人からの退職申し出ではなく、突然、退職代行なる会社から従業員本人の代行として、退職届けの提出があり、以後本人と連絡を取れなくなるというような例です。

この例で多くの問題が生じるのは、業務引継の問題、有給休暇の消化に関する認識の相違、貸与物の返還・私物の返却に関する問題、健康保険証の返却その他離職に伴う公的諸手続、未払賃金の精算等の問題です。

退職代行がこのような問題全般を代行してくれるわけではありません。

弁護士法上、そもそも弁護士資格を持たない退職代行会社が報酬を得て行うことが出来ない業務もあります。

退職代行と非行為

弁護士法72条は、弁護士・弁護士法人以外の者が、報酬を得る目的で、他人の法律事務（訴訟事件、行政への不服申立て、法律相談、契約書の作成など）を取り扱ったり、周旋したりすることを業として禁止する規定です。これに違反する行為は「非行為」と呼ばれ、刑事罰の対象となります。

退職代行においては、例えば、退職日までの業務引継の問題（引き継ぎに関する業務命令に対する違反、それに伴う法的問題）、有給休暇日数の認識に相違が存する場合の問題、貸



与物の返還を拒むケース、私物の有無等に争いが生じているケース、未払残業代を主張しながら退職するようなケースにおいて、仮に弁護士資格を持たない退職代行会社がこれらの問題の交渉を行う場合、多くのケースにおいては非行為の疑いが生じます。

会社の対応としては、このようなケースでは、弁護士資格を持たない退職代行会社との直接交渉は避け、非行為に該当する可能性がある旨や、よって、これらの問題については本人と直接話をする旨通知すべきです。

また、退職日以後は、懲戒処分は行うことが出来ません。仮に引き継ぎの業務命令に違反するようなケースは、退職日までに懲戒処分を行う必要がありますし、退職金の減額事由と連動しているようなケースではなおさら対応が必要となります。

「退職させない」代行とその懸念される問題点

近時、このような退職代行に対抗して、「退職させない代行」を業とする会社がニュースでも紹介されました。

主には、退職を希望する従業員から、どのような雇用環境に不満があるかをヒアリングし、会社はその旨を伝え、解決案を提示するなどして、離職を引き留めることをサービスの内容とするようです。

ここでも、退職代行と同様に、非行為としての弁護士法違反の懸念は内容によって生じます。

例えば、離職理由が上司のパワーハラスメントであり、その解消や配置転換などを雇用環境の改善案とするようなケースでは、当事者間でハラスメントの有無が問題となっており、現にそのような認定が出来るのか等で問題となるようなケースでは、非行為の問題が生じます。また、未払賃金の問題について不満があり離職するようなケースで、会社の代行として未払賃金の有無等について交渉することは非行為となります。

さらには、「退職させない代行」が、退職したい従業員の引

き留めのために、例えば本人が退職の意思を撤回しないことを明確に伝えているにもかかわらず、執拗に説得を試みるようなケース（ケースバイケースですが、例えば、週に1、2度、1回1時間を超えるような説得を試みるようなケース）では、退職させない代行を依頼した会社にも損害賠償責任の追及が及ぶ可能性があります。

仮に委託されるようなことがあるとしても、くれぐれも、上記にはご注意ください。



現在、初回のご相談はご来所いただける方に限り無料とさせていただきます。（企業の法務問題のご相談に限らせていただきます）

TEL.06-4708-6202

受付時間 / 9:30～17:30
定休日 / 土・日・祝

最後に

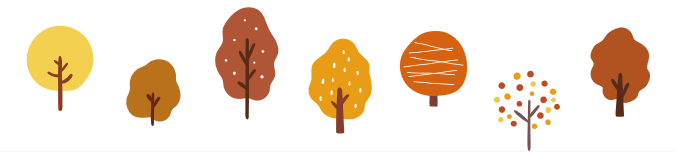
近時、「AI（人工知能）を開発し、党としての意思決定をさせる」とする政党新代表が誕生したとの報道もありました。

民主主義とは何か、政党とは何かという深い問題を提起したように思います。

本稿の代行とは異なる内容ですが、様々な分野において、法や従来の法思想が想定していなかった問題が急速に生じているように思います。

弊所では、このような時代の変化に即応していけるよう、セミナー・勉強会にて相互研鑽の機会を設けています。

末尾ご案内のセミナー・勉強会にご関心をお持ちいただけましたら、ご参加いただければと存じます。



人と人とのつながりを大切に、 一つの束になって、 高みを目指し、成長する。

弁護士 谷川 安徳

弁護士 徳田 聖也

弁護士 山元 幸太郎